物 品 購 入 契 約 書（案）

１．	物　　品　　名	野球用スコアボード
２．	契 約 金 額	￥　　　　　　　　　　　円（内消費税額￥　　　　　　円）
３．	納 入 期 限	令和８年５月１５日
４．	納 入 場 所	島根県隠岐郡隠岐の島町栄町 1437 番地　隠岐の島町運動公園内
５．	契約保証金	

上記について　隠岐の島町長 池田高世偉を「発注者」とし、納入者＿＿＿＿＿を「受注者」として、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条　受注者は、信義誠実をもって契約物品を発注者に納入しなければならない。

（権利の譲渡）

第2条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、引受けさせてはならない。

（契約の解除）

第3条　受注者がこの契約に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。この場合、解除に伴う損害及び受注者の責に帰すべき事由により契約が無効となった場合の損害は、受注者の負担とする。

（検査）

第4条　物品の納入は、原則として発注者受注者の責任者立会いのもとに行うものとし、発注者または発注者の指定した者の行う検査に合格したものに限る。

2　不合格の物品については、発注者が指定した期限内に再調し、再検査を受けなければならない。

（費用負担）

第5条　この契約の締結に要する費用及び物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（納入の責任）

第6条　物品が完納にいたるまでのすべての責任は、受注者の負担とする。

（代金の支払）

第7条　　受注者は、物品を納入し検査に合格した後、適法な請求書をもって契約代金を請求するものとする。

2　　発注者は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

（債務負担行為に係る特則）

第8条　　本契約は、令和７年度予算における債務負担行為に基づく契約である。

2　　前条の規定にかかわらず、本契約に係る代金の支払いは、令和８年度予算（令和８年４月１日以降）において行うものとする。

（その他）

第9条　　この契約に定めのないものについては、必要に応じて発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本契約書を 2 通作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

発注者　　島根県隠岐郡隠岐の島町下西

隠岐の島町長　　池 田 高 世 偉

受注者